

**令和2年度  
ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金  
（ヘルスケアサービス社会実装支援事業及び  
ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）  
の公募について**

**令和2年5月**

**経済産業省 商務・サービスグループ**

**ヘルスケア産業課**

# ヘルスケアサービス社会実装支援事業（ヘルスケアサービス創出支援）について

- 生活習慣病に係る一次予防（健康づくり）、二次予防（疾病の早期発見）、三次予防（疾病の重症化予防）や、介護予防に係る一次予防、二次予防（生活機能低下の早期発見）、三次予防（要介護状態の改善、重度化の予防）等に着目したヘルスケアサービスの提供を行う事業を支援し、他地域への展開を目指す。

## 【想定するヘルスケアサービスの例】

- I. 地域の中小企業等における健康経営の取組を支えるサービス
- II. 定年退職後も継続的に社会参加を促すための意識啓蒙や就労教育を提供することで高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、要介護状態になることの予防や、介護度の進行抑制に資するサービス
- III. 地域包括ケアシステムと連携し、フレイルや認知症等の予防、早期発見および共生に資するサービス
- IV. ヘルスケアサービス提供事業者と、利用者（消費者）の中間に位置しそのサービスを評価・選択し利用者（消費者）に紹介する役割を担う仲介者とが連携して、流通構造の構築に資するサービス
- V. その他、上記のテーマには該当しないものや、該当テーマを1つに限定することが難しいものであっても、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資するものであって、社会的な波及効果が期待されるサービス

申請される事業者は補助金申請システム（J Grants）でG Biz IDの取得手続きが必要です。取得まで時間を要しますので早めのお手続きをお願いします。

<https://jgrants.go.jp/>

※また、上記の点を踏まえたヘルスケアサービス等を提供する事業で、医療・介護関係者との連携体制がある場合は、加点の対象とすることを想定しています。

## 【支援事業について】

公募期間：2020年5月27日～6月末  
採択予定件数：8件程度  
事業総額：1事業あたり上限2千万円程度  
（補助率1/2）  
実施期間：交付決定日（2020年8月頃）  
～2021年2月26日まで

## 【事業スキームについて】

経済産業省

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：10/10

株式会社シード・プランニング  
（事業管理事務局）

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：1/2

間接補助事業者（事業者）

# ヘルスケアサービス社会実装支援事業

## (コラボヘルスを複数連携させた健康経営の効果検証事業) について

- 一保険者・一企業の取組から地域的な取組、中小企業や保険者が一体となった取組等へ拡充する体制構築に向けた環境整備を図る。

### 【本事業の趣旨】

健康投資の推進にあっては単に企業だけでなく、健康保険組合のもつ健診データ等を連携した取組が重要であり、企業や保険者が協力して健康経営ないし健康投資を行うコラボヘルスを推進しているところです。こうした取組を更に拡大するために、複数のコラボヘルスを連携させるコラボーコラボヘルスを実施し、広いフィールドを活用して健康投資を行うことによる協創的效果等についての分析に係る費用を補助します。

#### <間接補助事業者>

保険者や企業を複数連携させ、予防・健康づくりに関する大規模データベースと予防・健康づくりに関する具体的な介入を実施する事業者

申請される事業者は補助金申請システム(J Grants)でGビズIDの取得手続きが必要です。取得まで時間を要しますので早めのお手続きをお願いします。

<https://jgrants.go.jp/>

### 【支援事業について】

公募期間：2020年5月27日～6月末  
採択予定件数：2件程度  
事業総額：1事業あたり上限3千万円程度  
(補助率1/2)  
実施期間：交付決定日(2020年8月頃)  
～2021年3月15日まで

### 【事業スキームについて】

経済産業省

(申請) ↑ ↓ (補助)

株式会社シード・プランニング  
(事業管理事務局)

補助率：10/10

(申請) ↑ ↓ (補助)

補助率：1/2

間接補助事業者(事業者)

# ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（ガイドライン策定）について

- 本事業では、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下「指針」という。）を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を図る。

## 【本事業の趣旨】

ヘルスケアサービスを提供する事業者とが属する業界団体等において、指針を踏まえた業界自主ガイドライン等の策定・改定を行う際に必要な費用を補助します。

### <間接補助事業者>

- ・業界団体

申請される事業者は補助金申請システム（J Grants）でGビズIDの取得手続きが必要です。取得まで時間を要しますので早めのお手続きをお願いします。<https://jgrants.go.jp/>

### <補助対象とする主な費用（例）>

- ・業界自主ガイドライン等策定及び改定に係る会議費用
- ・業界自主ガイドライン等策定及び改定に係る調査費用
- ・業界自主ガイドライン等策定及び改定に伴う、ガイドライン等の普及展開に必要な費用

※参考：「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/jisedai\\_health/pdf/008\\_s02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jisedai_health/pdf/008_s02_00.pdf)

※採択件数・事業額等については、公募審査結果に応じ変更する場合がございます。

## 【支援事業について】

公募期間：2020年5月27日～6月末

採択予定件数：5件程度

事業総額：1事業あたり5百万円

（補助率1/2）

実施期間：交付決定日（2020年8月頃）

～2021年2月26日まで

## 【事業スキームについて】

経済産業省

（申請）↑

↓（補助）

補助率：10/10

株式会社シード・プランニング  
（事業管理事務局）

（申請）↑

↓（補助）

補助率：1/2

間接補助事業者（業界団体）

# ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（仲介者評価基準）について

- 本事業では、ヘルスケアサービスを提供する事業者と、サービス利用者の中に位置する仲介者の役割に着目し、仲介者がサービス評価基準を策定することで継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を図る。

## 【本事業の趣旨】

ヘルスケアサービスを提供する事業者と、利用者（消費者）の間に位置しそのサービスを評価、選択し利用者（消費者）に照会する役割を担う仲介者がサービス評価基準を策定する際に必要な費用を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を促します。

### <間接補助事業者>

・仲介者（地域医師会、地域包括支援センター、小売り、流通業者、業界団体など）

### <補助対象とする主な費用（例）>

・仲介者の評価基準策定及び改定に係る会議費用  
・仲介者の評価基準策定及び改定に係る調査費用  
・仲介者の評価基準策定及び改定に伴う、仲介者評価基準の普及展開に必要な費用

## 【支援事業について】

公募期間：2020年5月27日～6月末

採択予定件数：3件程度

事業総額：1事業あたり1千万円  
(補助率1/2)

実施期間：交付決定日（2020年8月頃）  
～2021年2月26日まで

## 【事業スキームについて】

経済産業省

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：10/10

株式会社シード・プランニング  
(事業管理事務局)

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：1/2

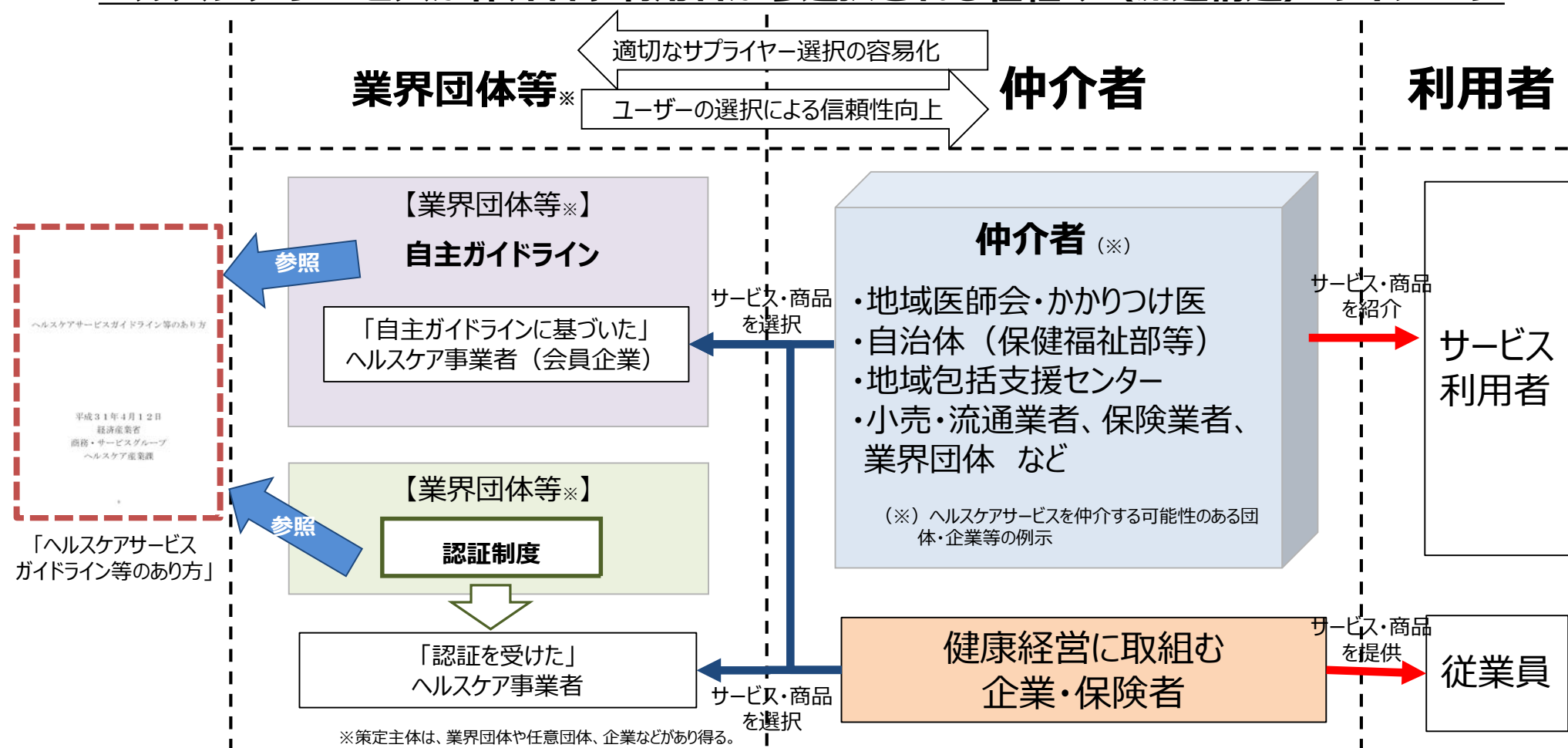
間接補助事業者（業界団体）

申請される事業者は補助金申請システム(J Grants)でGビズIDの取得手続きが必要です。取得まで時間を要しますので早めのお手続きをお願いします。<https://jgrants.go.jp/>

# 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけ

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」は、ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示すもの。
- 業界自主ガイドライン等に基づき一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが、仲介者に選択されることにより、利用者（消費者）が安心してサービスを利用できる環境の整備を図っていく。

## ヘルスケアサービスが仲介者や利用者から選択される仕組み（流通構造）のイメージ





# 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」〈概要〉

## 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

- 策定の背景：①業界団体と仲介者との間（いわゆるB-B）における望ましい流通構造の構築  
②ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みの構築
- 指針の対象：業界団体が策定する業界自主ガイドライン等
- 指針の内容：業界団体が業界自主ガイドラインを策定・改定する際に踏まえるべき観点をまとめたもの

## ◆業界自主ガイドライン策定において踏まえるべき3つの観点

### 透明性…指針5. (ア)

- ・透明で中立的な場における議論等を経て、策定及び公表されるべき
- ・社会的責任に関わる情報（倫理規程や利益相反規程等）の策定や開示を求めるべき

### 客観性…指針5. (イ)

- ・事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果（安全性に関するものも含む。）を関係法令等を遵守した上で提示する場合、その効果の裏付けとなる根拠を開示する体制の整備を求めるべき
- ・根拠については、用語の定義や情報源、対象者、測定方法等を明確に示すことで、健康の保持増進や介護予防の効果の信頼性を確保することを求めるべき

### 継続性…指針5. (ウ)

- ・継続性を示すため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのかを示すことを求めるべき
- ・サービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべき

## ◆健康寿命の延伸に資する基本的な考え方

- ヘルスケアサービスが健康寿命の延伸に寄与するという妥当性を仲介者や利用者に示す上で、その前提となる「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を例示

考え方の例：①病状遷移のフロー図 ②健康日本21（第2次）概念図、栄養・運動・こころの健康・高齢者の健康の目標設定の考え方  
③認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（新オレンジプラン） ④高齢者の保健事業の目標設定の考え方（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン）等

- 「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を踏まえたヘルスケアサービスの活用が促進され、健全なヘルスケア産業の発展に資することを期待